

新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る離島航路補助金交付要綱

令和２年６月２３日
２港島管第２９０号
港 湾 局 長 決 定

（趣旨）

第１条 離島航路の維持を図るため、新型コロナウイルス感染症により経営に影響が生じている離島航路事業者に対し、予算の範囲内において新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る離島航路補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和３７年東京都規則第１４１号）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（１）離島航路

本土（竹芝）と神津島間を連絡する航路をいう。

（２）離島航路事業

離島航路における海上運送法（昭和２４年法律第１８７号）第２条第４項に規定する旅客定期航路事業で同法の適用を受けるものをいう。

（３）離島航路事業者

離島航路事業を営む者をいう。

（４）離島補助航路

第４条に基づく指定を受けた離島航路をいう。

（５）指定航路事業者

離島補助航路において離島航路事業を営む者をいう。

（６）補助対象事業者

第６条に基づく補助金の交付決定を受けた者をいう。

（７）補助対象期間

令和２年２月１日から同年１２月３１日までをいう。

（補助金の交付申請）

第３条 補助金の交付に際し、補助金の交付を受けようとする離島航路事業者（以下「申請者」という。）をして、離島航路ごとに、補助金交付申請書（別記第１号様式）及び次の書類（以下「申請書等」という。）を補助対象期間中に提出させなければならない。た

だし、補助事業の目的又は内容により、必要がないと認めるときは、申請書等に記載すべき事項の一部又は全部を省略させることができる。

(1) 補助を受けようとする航路に関する次に掲げる事項（以下「運航計画」という。）を記載した運航計画書

ア 航路の起点、寄港地、終点及びこれら相互間の距離（航路図をもって明示すること。）

イ 使用旅客船（予備船を含む。）の明細

ウ 運航回数及び発着時刻

(2) 補助対象期間以降の3年間（令和2年10月から翌9月、令和3年10月から翌9月、令和4年10月から翌9月）における離島航路に係る次に掲げる事項（以下「整備計画」という。）を記載した航路整備計画書

ア 当該離島航路事業の合理化のため、他の旅客定期航路事業者（海上運送法第2条第4項に規定する旅客定期航路事業を営む者をいう。）と行う次に掲げる事項

(ア) 合併

(イ) 事業の譲渡及び譲受

(ウ) 海上運送法第28条の協定、契約又は共同行為

イ 当該航路の利用者の利便の増進のためにする使用旅客船の整備その他の運航計画の改善

(3) 補助対象期間に係る当該航路ごとの航路損益見込計算書

（離島補助航路の指定）

第4条 前条の申請に係る離島航路の中から、都がその維持存続を必要と認める航路について、次に定める基準に基づき、離島補助航路を指定する。当該指定をし又は指定をしない場合に、申請者に対し、必要に応じその旨通知（別記第2号様式）し、意見を徴することができるものとする。

(1) 航路に関する基準

ア 当該航路が陸上の国道又は都道に相当する海上交通機能を有するものであること。

イ 当該航路が関係住民の生活に資する航路であること。

ウ 当該航路の経営により、補助対象期間に欠損が見込まれるものであること。

(2) 整備計画及び運航計画に関する基準

当該航路に係る整備計画が、当該航路の維持及び改善を図るため適切なものであって、その実施が確実であり、かつ、当該航路の運航計画、運賃及び料金が当該整備計画に適合していると認められるものであること。

（指定航路事業者に対する監督）

第5条 補助金の交付決定に当たり、必要があると認めるときは、指定航路事業者をして、補助金に係る事業についての必要な報告をさせ、又はすべての収入及び支出を記載し、計理の内容を明らかにしている帳簿、書類その他の物件等を提出させるものとする。

2 補助金の交付決定に当たり、次の各号の一に該当するとき、指定航路事業者をして、

遅滞なく当該各号に定める書類を提出させるものとする。

- (1) 海上運送法第8条、第11条、第15条又は第18条の規定による認可又は許可があった場合、当該認可又は許可に係わる申請書の写し及び認可書又は許可書の写し
- (2) 海上運送法第16条又は第19条の規定による行政処分があった場合、当該処分書の写し

(補助金の交付の決定)

第6条 第3条の規定により提出された書類を審査し、第4条の離島補助航路を指定した航路のうち、補助金の交付が適当と認められる場合は、補助金の交付の決定をしなければならない。

- 2 前項の交付決定の額は、予算の範囲内で定めるものとする。
- 3 第1項の決定をしたときは、その旨を申請者に通知（別記第3号様式）しなければならない。

(補助金の概算払いの請求等)

第7条 前条第3項の規定により交付決定の通知を受けた補助対象事業者は、交付決定の額の範囲内で、概算払いによる補助金請求書（別記第4号様式）を提出することができる。

- 2 前項の規定により概算払いの請求があったときは、交付決定の額の範囲内で、これを交付することができる。

(実績報告)

第8条 補助対象期間内における補助事業が完了したときは、航路ごとに、指定航路事業者をして、次の各号に定める書類を添付した離島補助航路運航実績報告書（別記第5号様式）を、令和3年2月28日までに提出させなければならない。

- (1) 補助対象期間に係る航路損益計算書
- (2) 定款並びに最近の貸借対照表、営業報告書及び利益金処分に関する書類又はこれに相当するもの
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 交付すべき補助金の額は、前条に基づく離島補助航路運航実績報告書を審査し、必要に応じて行う現地調査等を基に、次項により査定する欠損額の2分の1（以下「実績欠損額」という。）とする。

- 2 前項の実績欠損額は航路損益計算書による欠損額を、次に定める方法により査定し、算出する。
 - (1) 運賃又は料金の無認可割引があったときは、認可された運賃又は料金に相当する収入があったものとする。
 - (2) 次に掲げる費用は、これを費用として認めない。

ア 貨物の不足、損傷、揚違い等による弁償金、訴訟費用等（貨物弁金）

イ 役員退職金、役員賞与その他これに類する支出

ウ 法人税法（昭和40年法律第34号）第37条の規定により損金と認められる範囲外の寄付金及びその範囲内であっても運輸営業上必要止むを得ないと認められることのできない寄付金

エ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第61条の4の規定により損金として認められる範囲外の交際費及びその範囲内であっても運輸営業上必要止むを得ないと認められることのできない交際費

オ 船員費のうち、別表に掲げた方式により算出された船員数を超える船員に係る経費
カ 当期中の航路に関する本社、支店、出張所等の費用（以下「店費」という。）のうち、総費用の30パーセントを超えた経費。ただし、店費の中に売店及び食堂の運営、管理に係る費用があるときは、当該費用を差し引いた額を店費とする。

（3）前2号のほか、費用の計算方法について疑義がある場合は、国土交通省が定める地域公共交通確保維持改善事業（離島航路補助金）事務提要の「8. 航路損益計算書付属書類の作成要領」を参考に算出する。

3 第1項の規定にかかわらず、直近の決算における補助対象事業者の全事業の当期利益金額が全事業の事業用固定資産価額の3パーセント相当額を超えている者（第3条第2号に掲げる他の旅客定期航路事業者とする事業の集約を行った者にあつては、当該集約の実施から5年を経過しない者を除く。）に対する航路補助金の交付額は、第1項の規定により算出した額から全事業の事業用固定資産価額の3パーセント相当額を超える利益額を差し引いた額とする。

4 第1項又は前項により補助金の額を確定したときは、その旨を補助対象事業者に通知（別記第6号様式）しなければならない。

5 前項の確定額が交付決定の額を上回った場合、予算の範囲内で補助金の追加交付をすることができる。また、確定額が交付決定の額を下回った場合、補助対象事業者は、指定する期日までに、確定額とすでに交付を受けた概算払額との差額を都に返還しなければならない。

（補助金の交付決定の取消）

第10条 補助対象事業者が次の各号の一に該当するときは補助金の交付決定のすべて又は一部を取り消すことができる。

（1）前条第4項の場合において補助すべき額がないとき。

（2）直近の決算において、資本金の8パーセント相当額を超える配当をしているとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月23日から施行し、補助対象期間の初日から適用する。

別表

1 主船（定期的に補助航路に使用される船舶）における船員数の算出方法

$$\frac{\text{船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 69 条に規定する定員} \times \text{年間日数}}{\text{年間日数} - (\text{休日数} + \text{有給休暇} + \text{船員交代に要する旅行日数})} = \text{船員数}$$

上記算式に、他の航路に使用される船舶がある場合は船舶ごとに、そうでない場合は所有船舶全体で行う。

また、端数が出たときは切上げとする。

2 予備船（主船等の修繕及び故障等による代替船として保有され、予備的に使用される船舶）における船員数の算出方法

$$\frac{\text{船員法第 69 条に規定する定員} \times \text{稼動日数} + \text{修繕日数}}{\text{年間日数} - (\text{休日数} + \text{有給休暇} + \text{船員交代に要する旅行日数})} = \text{船員数}$$

端数が出たときは切上げとする。

第1号様式

年 月 日

東京都知事

殿

住 所
事業者名
代表者氏名

印

新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る離島航路補助金交付申請書

新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る離島航路補助金交付要綱
第3条の規定により、下記の航路に対する航路補助金の交付を申請します。

記

本土（竹芝）～神津島航路〔 * 〕

※ 上記〔 * 〕欄には、大型船、高速船の種別を記載すること

第 号
年 月 日

殿

東京都知事

新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る離島航路の指定について（通知）

新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る離島航路補助金交付金要綱第4条の規定により、下記の航路を離島補助航路に指定しました。

記

本土（竹芝）～神津島航路〔^{*}〕

※ 上記〔^{*}〕欄には、大型船、高速船の種別を記載すること

殿

東京都知事

新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る離島航路補助金の交付決定について
(通知)

年 月 日付で申請のあった離島航路本土（竹芝）～神津島航路〔 〕における新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る離島航路補助金（以下「補助金」という。）については、下記により交付します。

記

第1 補助金交付額 円

第2 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日から 年 月 日までの期間における から 間の離島航路事業（以下「補助対象事業」という。）とし、その内容は、年 月 日付新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る離島航路補助交付申請書のとおりとする。

第3 交付条件等

1 状況報告

補助対象事業を行う者（以下「補助対象事業者」という。）は、知事は補助事業の遂行に関して報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

2 実績報告

補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、次に掲げる事項を記載した実績報告書を提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の成果
- (2) 補助金に係る収支計算書
- (3) その他必要と認められる事項

3 補助金額の確定

知事は、2に掲げる実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査に

より、補助対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

4 是正のための措置

知事は、3に掲げる実績報告書の審査及び現地調査の結果、補助対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該対象補助事業につき、これに適合させるための措置をとることがある。

5 決定の取消し

知事は、補助事業者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) その他補助金の交付決定の内容、これに付した条件または法令の規定等に違反したとき。

6 補助金の返還

知事は、補助金の交付決定を取り消した場合においては、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、別に定める期限内にその返還を命ずる。

7 違約加算金

補助対象事業者は、5に掲げる事由により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、補助金を返還することとなったときは、その返還に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

8 延滞金

補助対象事業者は、補助金を返還することとなった場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

9 申請の撤回

申請者は、この補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、この交付決定の通知受領後14日以内に、補助金交付申請を撤回することができる。

10 雑 則

補助金の交付に関しては、第3の1から9までに定めるもののほか、新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る離島航路補助金交付要綱（ 年 月 日 港島管第 号港湾局長決定）及び東京都補助金交付規則（昭和37年規則第141号）の定めるところによる。

第 4 号様式

第 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住所
事業者名
代表者氏名
印

新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る離島航路補助金概算払請求書

年 月 日付 港島管第 号で交付決定した新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る離島航路補助金については、下記のとおり請求します。

記

請求額 円

第 号
年 月 日

東京都知事 殿

住 所
事 業 者 名
代表者氏名
印

新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る離島補助航路運航実績報告書

新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る離島航路補助金交付金要綱第8条の規定により、下記の航路に対する運航実績報告書を別紙のとおり報告します。

記

本土（竹芝）～神津島航路〔^{*}〕

※ 上記〔^{*}〕欄には、大型船、高速船の種別を記載すること

事業者名
代表者氏名

年 月 日付 第 号により、交付の決定をした本土（竹芝）～神津島航路〔 船〕における新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る離島航路補助金については、年 月 日に提出された実績報告書等を審査した結果、当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので、その額を下記のとおり確定し、この旨通知します。

年 月 日

東京都知事

記

- 1 交 付 確 定 額
- 2 交 付 決 定 額
- 3 支 払 済 額
- 4 返 還 額